

介護職員等ベースアップ等支援加算に伴う利用料の変更について

この度、当法人では令和4年10月に国で創設されます「※介護職員等ベースアップ等支援加算」を取得いたします。

それに伴い令和4年10月より、利用料に「介護職員等ベースアップ等支援加算」を加えて算定させていただくこととなります。

サービス別の加算率等は別表のとおりです。

職員一同、より一層のサービス向上に努めて参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(※) 介護職員等ベースアップ等支援加算とは

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、令和4年2月から9月まで実施されました介護職員処遇改善支援補助金による賃上げ効果を継続する観点から、厚生労働省は令和4年10月の介護報酬改定において介護職員処遇改善支援補助金を介護報酬に組み込む内容となります「介護職員等ベースアップ等支援加算」を創設いたしました。この加算は処遇改善加算及び特定処遇改善加算に新たに加えるものです。

この制度を活用することで、介護職員が職場に定着しキャリアアップしてまいりますとともに、ご利用者様にとりましても、安定し充実したサービスにつながられますように努めてまいります。

事業所・サービス別加算率「介護職員等ベースアップ等支援加算」

事業所名	サービス名	介護職員等 ベースアップ等 支援加算	介護職員処 遇改善加算	介護職員等 特定処遇改 善加算
		(加算率)	(加算率)	(加算率)
特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設	1.6%	8.3%	2.7%
サービスネットワーク南陽	短期入所生活介護	1.6%	8.3%	2.7%
	介護予防短期入所生活介護	1.6%	8.3%	2.7%
デイサービスセンター南陽	通所介護	1.1%	5.9%	1.0%
	通所型サービス(総合事業)	1.1%	5.9%	1.0%
地域密着型特定施設	地域密着型特定施設入居者生活介護	1.5%	8.2%	1.2%
特別養護老人ホーム華の郷南陽	地域密着型介護老人福祉施設	1.6%	8.3%	2.7%
訪問介護ステーション南陽	訪問介護	2.4%	13.7%	4.2%
	訪問型サービス(総合事業)	2.4%	13.7%	4.2%

参考:「処遇改善加算」「特定処遇改善加算」